県有財産売却 一般競争入札(病院局) 実施要領

入札形式:期間入札

入札物件:土地2件

※ 入札に参加を希望される方は、本実施要領及び売買契約書案を 熟読の上、内容を十分把握した上で参加してください。

【問合せ先】

宮崎県病院局経営管理課 (財務担当)

〒880-8501 宮崎市橘通東1丁目9番18号

電 話:0985-26-7086 FAX:0985-26-7341

ホームページ:https://www.pref.miyazaki.lg.jp/byouinkyoku/index.html

目 次

| 入村 | 礼物 | 件一 | 覧 | 2 |
|----|----------|-----|-------------|---|
| 日 | | | 程 | 4 |
| 入 | 札 | 案 | 内 | 5 |
| | 1 | 入札 | 案内等の配付 | |
| : | 2 | 入札 | 参加資格 | |
| | 3 | 入札 | 参加申込 | |
| 4 | 4 | 入札 | 保証金 | |
| | 5 | 入札 | 方法 | |
| | 6 | 開札 | | |
| , | 7 | 住民 | 是票等の提出 | |
| ; | 8 | 契約 |]の締結 | |
| | 9 | その | 他の注意事項 | |
| | | 調 | 書········1: | 5 |
| | ァロ 案内 | | | |
| | | 実測 | | |
| 契 | 約言 | 書 式 | 例2 | 3 |
| ≓⊐ | - | ī | /Fill 2. | _ |

入札物件一覧

| 物件番号 | 1 | 物件 名称 | 県立日南病院院長公舎跡地 | | | | |
|------|-----------|----------|------------------|-------|-------------|--|--|
| 区分 | 土地 | 所在 | 宮崎県日南市園田1丁目179番8 | | | | |
| 地目 | 宅地 | 地積(実測) | 392.19 m² | | | | |
| 用途地域 | , , , , , | 都市計画は | | 予定 価格 | 9,140,000 円 | | |

写真(物件の北側より)



(注) 物件の詳細については、物件調書 (15 ページ~) をご覧ください。なお、物件 調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に入 札参加者自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

| 物件番号 | 2 | 物件 名称 | 県立日南病院医長公舎跡地 | | | | |
|------|-----------|----------|------------------|-------|-------------|--|--|
| 区分 | 土地 | 所在 | 宮崎県日南市木山2丁目23番10 | | | | |
| 地目 | 宅地 | 地積 (実測) | | 321 | .32 m² | | |
| 用途地域 | , , , , , | 都市計画は | | 予定 価格 | 6,810,000 円 | | |

写真(物件の北側より)



(注) 物件の詳細については、物件調書 (19 ページ〜) をご覧ください。なお、物件 調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に入 札参加者自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

日 程

| 令和7年6月30日(月) | ■公告は県ホームページで行います。 | | | | |
|--------------------|-----------------------------|--|--|--|--|
| 入札公告 | ■入札案内等は宮崎県病院局経営管理課で配付するほ | | | | |
| 入札案内等配布開始 | か、電子データをホームページに掲載します。 | | | | |
| | ↓ ↓ | | | | |
| 令和7年6月30日(月) | | | | | |
| ~令和7年7月15日(火) | ■入札参加を希望する方は、必要書類を受付期間内に | | | | |
| 入札参加受付期間 | 提出してください。 | | | | |
| | <u></u> | | | | |
| 令和7年6月30日(月) | ■事前に入札保証金の納付が必要です。 | | | | |
| ~令和7年7月23日(水) | ■入札保証金を納付した後、必要書類を受付期間内に | | | | |
| 入札受付期間 | 提出してください。 | | | | |
| | ↓ | | | | |
| 令和7年7月31日(木) | ■宮崎県防災庁舎 6 階の宮崎県病院局経営管理課で行 | | | | |
| 開札・落札決定 | います。 | | | | |
| mil Ailona | ■立会いは任意です。入札結果は文書で通知します。 | | | | |
| | ↓ | | | | |
| 令和7年7月31日(木) | ■落札決定の日から起算して 14 日以内に契約保証金を | | | | |
| ~令和7年8月14日(木) | 納付し、契約を締結していただきます。 | | | | |
| 契約締結 | ■入札保証金は契約保証金に充当します。 | | | | |
| 2043444A | ■契約締結に要する費用は落札者負担となります。 | | | | |
| | <u>↓</u> | | | | |
| 契約締結から 30 日以内 | ■契約締結の日から起算して 30 日以内に売買代金を納 | | | | |
| 売買代金の納付 | 付していただきます。 | | | | |
| 705C1 42E 45 (1313 | ■契約保証金は売買代金に充当します。 | | | | |
| | <u>↓</u> | | | | |
| | ■売買代金の納付を確認し次第、本県が所有権移転登 | | | | |
| 売買代金の納付確認後 | 記を行います。 | | | | |
| 所有権の移転登記 | ■登録免許税等の所有権移転登記に要する費用は落札 | | | | |
| | 者の負担となります。 | | | | |

入 札 案 内

1 入札案内等の配布

入札案内等を、以下のとおり配付します。

- 配布するもの
 - 県有財産売却一般競争入札 (病院局) 実施要領
 - 一般競争入札参加申込書
 - 役員等一覧
 - 〇 入札書
 - 入札保証金提出書兼返還請求書
 - 〇 委任状
- 配布期間

令和7年6月30日(月)から令和7年7月15日(火)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

■配布場所

宮崎県病院局経営管理課

(宮崎市橘通東1丁目9番18号 防災庁舎6階)

※ 県ホームページに電子データを掲載します。

2 入札参加資格

入札には、個人・法人を問わず、どなたでも参加できます。

なお、落札された場合は、入札書の入札者欄に記載された方が売買契約における 買受人となります。

■ 2名以上の共有名義で入札に参加することができます。

所有権を共有で登記する場合は、必ず共有名義で申し込んでください。

この場合、代表する方 1 名が入札書の入札者欄に記名押印し、入札手続や保証 金の納付等を代表して行っていただきます。

他の全ての共有予定者も入札者の手続を確認のうえ、一般競争入札参加申込書 に記名押印してください。

- 次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。(共有予定者を含む。)
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規

定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年 法律第 89 号) 第 11 条に規定する準禁治産者

- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた 被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑤ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を得ていない未成年者又は営業の 許可を得ていても入札若しくは契約行為について制限をされている未成年者
- ⑥ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 2 条第 4 項に規定する破産者で復権を得ない者
- ⑦ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により本県が実施する一般競争入札への参加を制限されている者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 32条第1項各号に掲げる者
- ⑨ 入札物件を暴力団の事務所その他これに類するもの(その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。)の用に供しようとする者
- ⑩ 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与 える目的をもって暴力団員を利用する等している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接 的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ① ⑦から⑨までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ② 法人の場合は、役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。)が⑧から⑩までのいずれかに該当する者
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者
- ④ 一般競争入札参加申込書を期限までに提出しない者

3 入札参加申込

この入札に参加するには、入札とは別に入札参加申込が必要です。

■ 申込方法

次の必要書類を受付場所に持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便)で 提出してください。

○ 必要書類

個人の場合: 一般競争入札参加申込書

法人の場合:一般競争入札参加申込書及び役員等一覧

〇 受付場所

〒880-8501 宮崎市橘通東1丁目9番18号 防災庁舎6階 宮崎県病院局経営管理課 財務担当

■ 申込受付期間

令和7年6月30日(月)から令和7年7月15日(火)まで

※ 郵送の場合は最終日午後5時必着 持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時まで

■ 注意事項

- 巻末の記入例を確認のうえ、記入・押印してください。
- 申込者の押印には印鑑登録印を使用し、他の書類(入札書等)にも同じ印鑑 を使用してください。
- 共有名義で申し込む場合は、申込者欄に共有者を代表して入札手続を行う方の住所・氏名を記入し、共有者欄に申込者以外の共有者の住所・氏名を記入してください。
- 入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報照会を行いますので、ご了承く ださい。

4 入札保証金

入札に参加するには、事前に入札保証金の納付が必要です。

■ 入札保証金額

入札金額(※予定価格ではありません)の100分の5以上の額

■ 納付方法

次の口座に、振込により納付してください。

(金融機関名) 宮崎銀行 (支店名) 県庁支店 (預金種別) 普通 (口座番号) 1114184 (口座名義) 宮崎県病院局経営管理課 ※ 「入札保証金提出書兼返還請求書」に振込内容が分かる書類の貼付が必要で すので注意してください。

■ 注意事項

- 落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金に充当します。ただし、 落札者が落札物件の売買契約を締結しない場合は、入札保証金は本県に帰属し、 返還しません。
- 落札者以外の方の入札保証金は、「入札保証金提出書兼返還請求書」に記載された口座へ振込により返還します。なお、入札保証金に利息は付きません。 また、返還には開札後4週間程度を要することがあります。

5 入札方法

本入札は期間入札となります。入札受付期間内に、必要書類を受付場所に<u>持参</u>又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便)で提出してください。

■ 受付期間

令和7年6月30日(月)から令和7年7月23日(水)まで

※ 郵送の場合は最終日午後5時必着 持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時まで

■ 必要書類

- 〇 入札書
- 入札保証金提出書兼返還請求書

■ 受付場所

〒880-8501 宮崎市橘通東1丁目9番18号 防災庁舎6階 宮崎県病院局経営管理課 財務担当

■ 注意事項

- (1) 記載事項に漏れがある入札は無効とします。巻末の記入例を必ず確認のうえ、記入・押印してください。
- (2) 一般競争入札参加申込書、入札書及び入札保証金提出書兼返還請求書に押印する印鑑は全て同じもの(印鑑登録印)を使用してください。
- (3) 入札金額は、物件の総額(消費税及び地方消費税相当額込みの金額)としてください。
- (4) 提出済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (5) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。 ア 入札参加資格のない者(共有者を含む)がした入札

- イ 入札金額が予定価格に達しない入札
- ウ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- エ 入札書の表記金額を訂正した入札
- オ 入札者(共有者を含む。)が 1 人で 1 物件につき 2 枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- カ 入札書の記載内容が識別し難い入札
- キ 入札に関し、連合その他の不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした 入札
- ク その他、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項 各号に定める一般競争入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ケ 一般競争入札実施要領に違反した入札(次ページ参照)

■ 必要書類の作成要領

〇 入札書

- ・ 巻末の記入例を必ず確認のうえ、入札金額(消費税及び地方消費税相当額 込みの金額)及び必要事項を記入してください。
- ・ 金額記入には、アラビア数字 (0, 1, 2, 3...) を使用し、最初の数字の前に「Y」を記入してください。
- ・ 金額の訂正は無効となりますので、書き損じた場合は、新たな用紙を使用 してください。
- ・ 共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込時に定めた代表者の住所・氏 名を記入し、印鑑登録印で押印してください。
- ・ 黒または青のボールペンで記入してください。また、鉛筆やこすると消えるペン等、消去可能な筆記具では記入しないでください。
- ・ 提出の際は、封筒に入札書のみを入れて封(のりづけ)をし、印鑑登録印で封印をしてください。また、封筒に「県有財産売却一般競争入札(病院局)入札書在中」と朱書きし、入札者の住所・氏名及び入札する物件番号を記載してください。

○ 入札保証金提出書兼返還請求書

- ・ 巻末の記入例を必ず確認のうえ、必要事項を記入してください。
- ・ 金額記入には、アラビア数字 (0, 1, 2, 3...) を使用し、最初の数字の前に「Y」を記入してください。
- ・ 保証金返還振込口座には、入札者名義の金融機関口座を記入してください。 共有名義で入札を行う場合は、代表者名義の口座を記入してください。
- ・ 裏面に、利用明細書等の振込内容が分かる書類(写しでも可)を貼り付けてください。ネットバンキング等を利用した場合は、明細画面の写しを貼り

付けてください。

- 提出にあたっては、入札書を入れた封筒及び入札保証金提出書兼返還請求書 を、1つの封筒に入れて提出してください。なお、入札と同時に入札参加申込 を行う場合は、入札参加申込書等を同封しても問題ありません。
- 郵送の場合は、必ず一般書留郵便又は簡易書留郵便で郵送してください。

■ 入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止、延期、又は取り 消すことがあります。この場合において、入札者及び入札に参加しようとする者 が損失を受けても、本県は補償の責任を負いません。

※ 一般競争入札実施要領に違反した入札の例

- ・ 指定の日時までに入札書が本県に到着しなかった入札
- ・ 所定の入札書及び入札保証金提出書兼返還請求書を用いていない入札
- ・ 入札保証金を納付していない者の入札
- ・ 入札者(共有者を含む。)の住所(法人の場合は所在地。以下同じ。)、氏 名(法人の場合は法人名及び代表者名。以下同じ。)、物件番号及び入札金額 の全部又は一部が入札書に記載されていない入札
- ・ 入札者(共有者を含む。)の住所、氏名、物件番号、物件名称、入札保証金額、入札保証金の還付する場合の口座に係る金融機関名、預金の種目、口座番号及び口座名義人氏名の全部又は一部が入札保証金提出書兼返還請求書に記載されていない入札
- ・ 入札保証金提出書兼返還請求書の裏面に、振込内容が分かる書類が貼付されていない入札
- ・ 入札者(共有者を含む。)の住所、氏名、生年月日及び性別(法人の場合は 代表者の生年月日及び性別)の全部又は一部が一般競争入札参加申込書に記載 されていない入札
- ・ 入札書、入札保証金提出書兼返還請求書及び一般競争入札参加申込書の記載 内容が一致しない入札
- ・ 入札書、入札保証金提出書兼返還請求書に押印がない入札
- ・ 入札書、入札保証金提出書兼返還請求書及び一般競争入札参加申込書に押印 した印鑑が一致しない入札

6 開札

開札は、以下のとおり行います。

■ 日時

〔物件番号 1〕 令和 7 年 7 月 31 日 (木) 午前 9 時 30 分 〔物件番号 2〕 令和 7 年 7 月 31 日 (木) 午前 10 時 00 分

■場所

宮崎市橘通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎6階 宮崎県病院局経営管理課

- 開札当日の受付は、開始時間 10 分前から行います。
- 地方自治法施行令第 167 条の8第1項の規定により、開札は入札者の立会いのもと行います。なお、入札者の立会いは任意です。

■ 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った入札者のうち、入札金額が、本県が定める予定価格(最低売却価格)以上で、かつ最高の価格をもって入札した者(最高価格入札者)を落札者とします。
- (2) (1)の最高価格入札者が2者以上ある場合は、開札後、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該最高価格入札者はくじ引きを辞退することができません。
- (3) (2)のくじ引きは、入札者の代理人がくじを引くことができます。入札者の代理人がくじを引く場合は、委任状(巻末の記入例を参照)に入札者の印鑑登録証明書を添えて提出し、本県の確認を受けてください。委任状及び印鑑登録証明書は開札当日に提出してください。
- (4) 入札者又はその代理人がくじ引きを行う場合は、本人確認を行いますので、 本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、旅券、 宅地建物取引士証など。原本に限る。)を持参してください。
- (5) 開札会場に入札者又はその代理人がいない場合(入札者の代理人が前項の確認を受けられなかった場合を含む。)は、本県の指定した者が当該入札者に代わってくじを引きます。
- (6) 開札に参加されなかった方には、開札後、文書で入札結果を通知します。また、入札結果(応札者数、落札・不調・無効の別)については本県ホームページにおいて公表します。
- (7) 共有名義で入札に参加された方が落札者となった場合、速やかに次の事項に 関する申立書を提出してください(任意様式)。
 - ① 落札した土地の所有権持分割合

- ② 契約金額の負担区分
- ③ 入札保証金の充当金額区分
- ④ 登録免許税額の負担区分

7 住民票等の提出

落札者(共有者を含む。)が個人の場合は住民票の写し及び印鑑証明書(原本)を、法人の場合には現在事項全部証明書及び印鑑証明書(原本)を落札後速やかに提出してください。

8 契約の締結

売買契約の締結は、以下のとおり行います。

■ 契約締結

- (1) 契約締結には、契約保証金の納付が必要です。落札者は、落札決定の日から 起算して14日以内に、契約金額(落札価格)の1割以上の額を契約保証金とし て、口座振込又は本県が交付する納付書により納付してください。なお、入札 保証金は契約保証金に充当します。
- (2) 落札者が契約保証金を期限までに納付しない場合は、その落札は失効します。 なお、この場合、入札保証金は返還しません。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (4) 売買代金は、契約日から起算して30日以内に、口座振込又は本県が交付する納付書により納付してください。なお、契約保証金は売買代金に充当します。
- (5) 落札者が契約を履行しない場合は、契約保証金は返還しません。
- (6) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

■ 契約上の条件

一般競争入札により売買契約を締結する場合は、原則として次に掲げる条件を付します。

(1) 禁止用途

契約締結の日から起算して 10 年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならない。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき法の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている団体の事務所又はその他これらに類するものの用途に使用してはならない。また、これらの用途に使用されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を

第三者に貸してはならない。

(2) 違約金の徴収

上記に違反した場合は、売買契約を解除し、売買代金の 3 割相当額を違約金として支払う。

■ 所有権の移転等

- (1) 所有権は売買代金の納付があった時に移転するものとし、同時に当該物件を引き渡したものとします。
- (2) 当該物件は現状有姿のまま引き渡します。
- (3) 所有権の移転登記は本県が行い、落札者に登記識別情報通知をお渡しします。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。
- (5) 所有権移転登記は、売買代金完納の確認及び郵送対応のため、ある程度の期間を要します。

9 その他の注意事項

(1) 売買物件は、既存建物や工作物、地下埋設物、その他存置物全てを現状有姿で引き渡しますので、必ず事前に現地を確認してください。図面が現状と相違している場合及び物件調書に記載以外の既存工作物や地下埋設物、その他存置物があった場合でも、現状を優先します。

また、売買物件を利用するにあたり、それらの除去や改修、地盤改良等が必要である場合は、全て落札者の費用負担において行っていただきます。また、売買物件の周辺環境についても事前に確認してください。

- (2) 売買物件を利用するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、公序良俗に 反することのないようにしてください。また、建築確認や開発許可において、建 築基準法及び県、市町村の条例等により指導が行われる場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。
- (3) 売買物件の土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、全て落札者において行ってください。
- (4) 越境物に関する隣接土地所有者との協議については、全て落札者において行ってください。
- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、本県の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じた場合は、その損害は落札者の負担とします。
- (6) 落札者は、売買契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買物件の補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡による履行の追完請求、売買代金の減額、損害賠償の請求

又は契約の解除をすることができません。

ただし、落札者が消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 2 条第 1 項に規定する「消費者」である場合にあっては、この限りではありません。

- (7) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないため本県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- (8) 所有権移転登記後に発生する公租公課費(不動産取得税及び固定資産税)は、 落札者の負担となります。特に建物は、解体せずにそのまま使用されなくても不 動産取得税と固定資産税は課税されます。詳細は、不動産取得税については、各 県税・総務事務所に、固定資産税については、各市役所の税務課または資産税課 にお問い合わせください。

物 件 調 書

| 物件番号 | | 1 | 物件名称 | 県立日南病 | 院院長公舎跡地 | | |
|---------------------|-----------------|----------------------|-----------|---------------------|----------------|--|--|
| 区分 | 土地 | | 所在地 | 日南市園田 | 1丁目 179 番 8 | | |
| 五佳 | 公簿 392.19 ㎡ | | ₩ 日 | 公簿 | 宅地 | | |
| 面積 | 実測 | 392.19 m² | 地目 | 現況 | 宅地 | | |
| 所有権 | 宮崎 | 奇県 | 地上権等 | 等の設定 | なし | | |
| 利用状況 | 平成 29 年度 利用。 | ぎまで職員宿 行 | 舎敷として | 現況 | 空地 | | |
| 接道状況 | | 員約 8m 舗装 員約 6m 舗装 | | 二地区画 10 号 通線) | 子線) | | |
| | 都市計画法 | による制限 | 区域区分 | 非線引都市 | 計画区域 | | |
| | | | 用途地域 | 第一種住居 | 第一種住居地域 | | |
| 法 令 | 建筑甘淮江 | による制限 | 建ぺい率 | 70% | | | |
| 法令等による制限 | 建杂基毕 仏 | による的区 | 容積率 | 200% | | | |
| よる。 | | | 防火指定 | 指定なし | | | |
| 限 | その他 | の制限 | 特になし | | | | |
| 私道 | [に関する負担 | 旦等に関する | 事項 | なし | | | |
| | | | | 配管の状況 | 事業所名 | | |
| | | 電 | | 引き込み可 | 丁 九州電力(株)日南営業所 | | |
| 供給処理 | 里の状況 | 都市 | ガス | なし | | | |
| | | 上力 | k道 | 引き込み可 | 日南市水道局水道課 | | |
| | | 下力 | k道 | 引き込み可 日南市建設部下水道課 | | | |
| 交通機関 | 鉄道 | JR 日南線「 | 油津駅」から | ら約 850m(道路距離) | | | |
| 人心以因 | バス | 宮崎交通バ | ス「山形屋前 | 方」停留所から約 650m(道路距離) | | | |
| | 役所 | 日南市役所 | まで約 3.0km | ı (道路距離) | | | |
| 公共施設 | 小学校 | 油津小学校 | まで約 360m | 1(道路距離) | | | |
| | 中学校 | 油津中学校 | まで約 1.3km | ı (道路距離) | | | |
| 備考 1 現況 <i>•</i> | つまま引き渡 | します。 | | | | | |

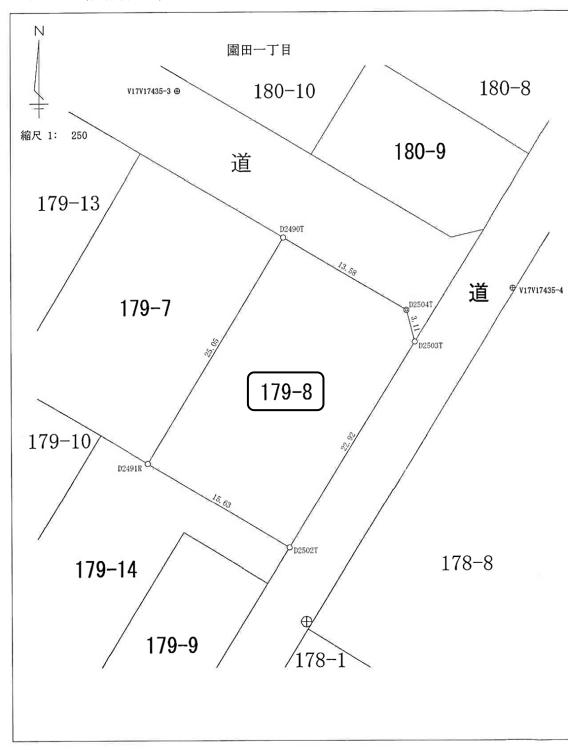
-15-

案内図(物件番号1)



※ 国土地理院地図を加工して病院局経営管理課が作成

土地実測図(物件番号1)



(注)縮小しているため、縮尺は一致しません。

座標求積表

| 地 番 | 179-8 | | |
|--------|--------------|------------|------------------|
| 測点 | Xn | Yn | (Xn+1 - Xn-1) Yn |
| D2502T | -155961, 895 | 38014. 543 | -438687. 826220 |
| D2491R | -155953. 869 | 38001. 122 | 1121185. 103488 |
| D2490T | -155932. 391 | 38014. 026 | 553332. 162456 |
| D2504T | -155939, 313 | 38025. 711 | -377899. 515918 |
| D2503T | -155942. 329 | 38026. 495 | -858714. 310090 |
| | | 倍 面 積 | -784. 386284 |
| | | 面 積 | 392. 1931420 |
| | | 地 積 | 392. 19 mi |
| | | 坪 数 | 118.63 |
| | | 승 화 | 392 1931420 |

境界点座標一覧表

| 測点 | 名 X | 座 | 標 | Υ | 座 | 標 | 標 | 識の種 | 重類 |
|--------|------|-------|----------|---|-----|----------|-----|-----|-------|
| D2502T | | -1559 | 961. 895 | | 386 | 014. 543 | 金 | 属 | 鋲 |
| D2491R | | -1559 | 953. 869 | | 380 | 001. 122 | 7 h | ٦. | V - 1 |
| D2490T | | -1559 | 932. 391 | | 380 | 014. 026 | 金 | 属 | 鋲 |
| D2504T | 5 10 | -1559 | 939. 313 | | 38 | 025. 711 | 金 | 展 | 鋲 |
| D2503T | | -155 | 942. 329 | | 38 | 026. 495 | 金 | 属 | 鋲 |

測量の与点及び引照点座標一覧表

| 測点名 | X | 座 | 標 | Υ | 座 | 標 | | 標識の種類 | |
|-------------|---|------|----------|---|----|----------|---|-------|---|
| V17V17435-3 | 9 | -155 | 918. 469 | | 38 | 003. 969 | 金 | 属 | 鋲 |
| V17V17435-4 | | -155 | 937. 245 | | 38 | 035.816 | 金 | 属 | 鋲 |

| 測力 | 也系 | 世界測地系 |
|-----|-----|-----------|
| 座 | 栗系 | Ⅱ系 |
| 測量分 | 羊月日 | 令和5年2月28日 |

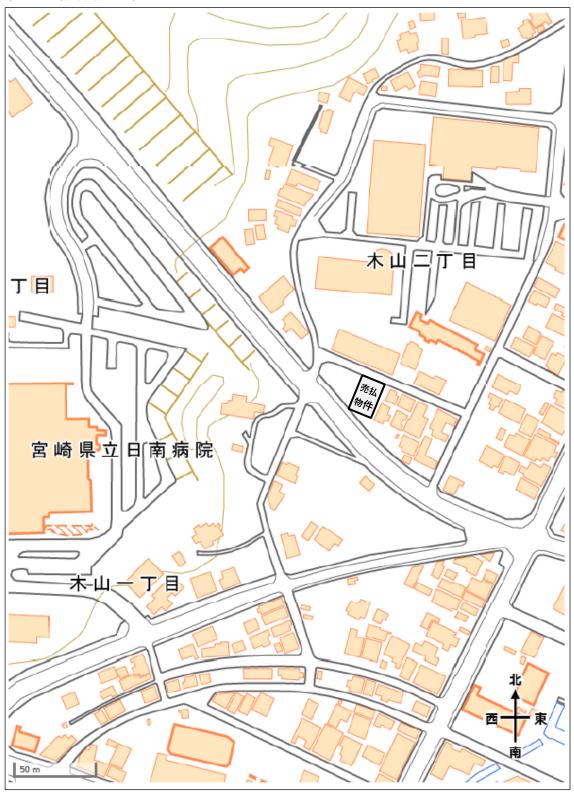
| 境界標 | の種類 | |
|----------|-------|--------|
| \oplus | 基準点 | |
| O | 既存境界点 | |
| 0 | 好の一般の | \neg |

| 年 度 | | 令 | 和4年 | 度 | | 管理主管 | 2 0 0 0000 | | |
|-----|--------|-----|-----------|---|---------------|---|--|--|--|
| 名 | 土 地 実 | | 測 | 図 | は分掌機関名 | 病院局経営管理課 | | | |
| 称 | | | | 元 | 具立日 | 南病院院長公舎 | | | |
| 地 | | | | Ħ | 南市 | 園田一丁目179 | 9番8 | | |
| 番号 | 実 | 測図 | 1/1 | | | 測量年月日 | 令和5年2月28日 | | |
| 尺 | 1 | / | 250 | | | 作成年月日 | 令和5年3月3日 | | |
| 量名 | | | | | | | | | |
| | 名称地号尺量 | 名 土 | 名 土 地 称 地 | 名 土 地 実 称 地 世 号 実測図1/1 尺 1 / 250 量 公益社団法人 | 名 土 地 実 測 称 元 | 名 土 地 実 測 図 称 元県立日 地 日南市 世 実測図1/1 尺 1 / 250 量 公益社団法人 宮崎県公 | 名 土 地 実 測 図 部局名文 设置等 名 2 は分 章 名 2 は分 章 名 2 は分 章 名 2 以は分 章 名 2 以は | | |

物 件 調 書

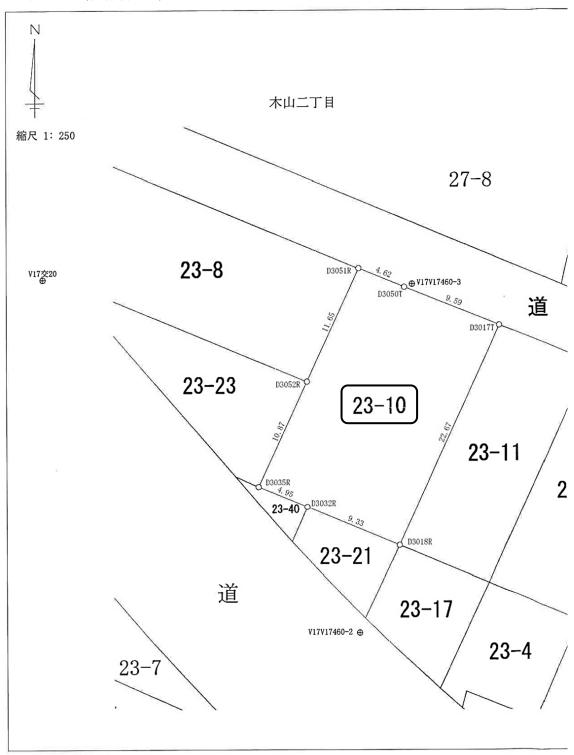
| 物件番号 | | 2 | 物件名称 | 県立日南病 | 院医長公舎跡地 | | |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------|---------------|--------------|--|--|
| 区分 | 土地 | | 所在地 | 日南市木山 | 2丁目 23番 10 | | |
| 面積 | 公簿 321.32 m² | | 4th □ | 公簿 | 宅地 | | |
| 山惧 | 実測 | 321.32 m² | 地目 | 現況 | 宅地 | | |
| 所有権 | 宮崎 | 奇県 | 地上権等 | 等の設定 | なし | | |
| 利用状況 | 平成 10 年度 利用。 | ぎまで職員宿 行 | 舎敷として | 現況 | 空地 | | |
| 接道状況 | 北東側:幅 | 員約 6m 舗装 | 市道(第一士 | 上地区画 17 号 | - 線) | | |
| | 都市計画法 | による制限 | 区域区分 | 非線引都市 | 計画区域 | | |
| | | | 用途地域 | 第一種住居: | 地域 | | |
| 法令 | 建筑甘淮江 | による制限 | 建ぺい率 | 60% | | | |
| 法令等による制限 | 建架基準仏 | による削限 | 容積率 | 200% | | | |
| よる | | | 防火指定 | 準防火地域 | | | |
| 限 | その他 | の制限 | 特になし | | | | |
| 私道 | に関する負担 | 旦等に関する | 事項 | なし | | | |
| | | | | 配管の状況 | 事業所名 | | |
| | | 電 | 気 | 引き込み可 | 九州電力(株)日南営業所 | | |
| 供給処理 | 里の状況 都市 | | ガス | なし | | | |
| | | 上九 | 上水道 | | 日南市水道局水道課 | | |
| | | 下力 | k道 | 引き込み可 | 日南市建設部下水道課 | | |
| 交通機関 | 鉄道 | JR 日南線「 | 油津駅」から | ら約 600m(道路距離) | | | |
| 人心似人 | バス | 宮崎交通バ | ス「県病院」 | 停留所から糸 | 为 400m(道路距離) | | |
| | 役所 | 日南市役所 | まで約 2.6km | (道路距離) | | | |
| 公共施設 | 小学校 | 油津小学校 | まで約 550m | (道路距離) | | | |
| | 中学校 | 油津中学校 | まで約 1.4km | (道路距離) | | | |
| 備考 1 現況 <i>@</i> | つまま引き渡 | します。 | | | | | |

案内図 (物件番号 2)

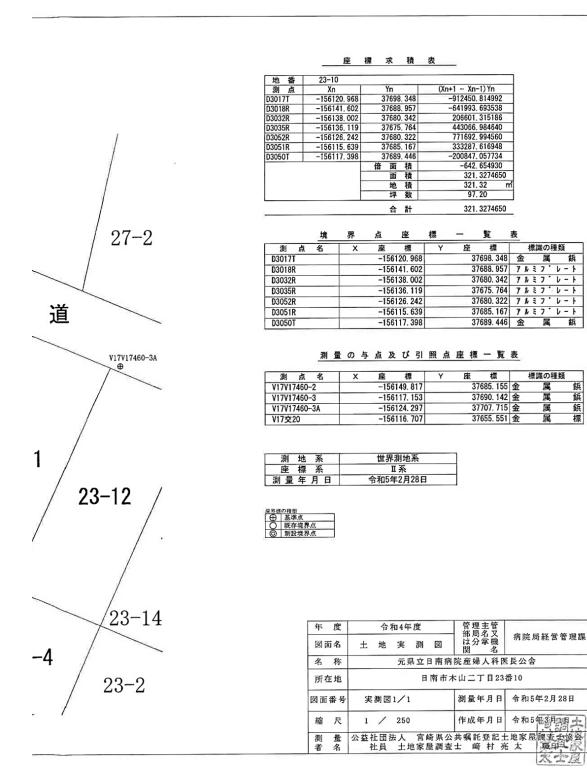


※ 国土地理院地図を加工して病院局経営管理課が作成

土地実測図(物件番号2)



(注)縮小しているため、縮尺は一致しません。



鋲

鋲

標

契 約 書 式 例

不動産売買契約書

宮崎県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、次の条項により売買契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する末尾記載の物件(以下「売買物件」という。)を乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金

円(うち消費税及び地方消費税相当

額

円)とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金納付しなければならない。

円を甲に

- 2 前項の契約保証金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない ものとする。
- 3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 4 第1項の契約保証金は、第4条の義務を履行したときは売買代金の一部に充当するものとする。
- 5 甲が第12条に定める契約の解除をした場合は、第1項の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(代金の支払)

第4条 乙は、売買代金をこの契約締結の日から起算して30日以内に、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所に納付しなければならない。

第5条 乙は、第4条に定める支払を遅延したときは、その遅延日数に応じ、遅延金額に 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本 文に規定する財務大臣が決定する率の割合により算定した額を甲に支払わなければなら ない。ただし、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満 であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(所有権の移転及び登記)

- 第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき乙に移転するものとし、その 引渡しも同時に行われたものとする。
- 2 所有権移転登記手続は、前項の規定により所有権が移転した後、乙の請求により甲に おいて速やかに行うものとする。この場合の登録免許税その他の費用は、乙の負担とす る。

(危険負担)

- 第7条 この契約締結後、甲乙双方の責めに帰することができない事由によって、甲が売 買物件の引渡し義務を履行することができなくなったときは、乙は、売買代金の支払を 拒むことができるものとし、この場合甲は契約保証金を返還するものとする。
- 2 乙の責めに帰すべき事由によって引渡し義務を履行することができなくなったときも、 乙は、売買代金の支払義務を免れない。

(担保責任)

第8条 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容

に適合しないものであることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは 不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約解除 をすることができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1 項に規定する消費者である場合は、引渡しの日から2年間に限り、乙は売買物件の修補、 代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額、損害 賠償の請求又は契約解除をすることができるものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

- 第9条 乙は、この契約締結の日から起算して10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸し付けてはならない。
- 2 乙は、この契約締結の日から起算して10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸し付けてはならない。

(実地調査等)

- 第10条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行い、 又は乙に対して所要の報告を求めることができるものとする。
- 2 乙は、正当な理由がなく前項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

- 第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める違約 金を甲に対して支払わなければならない。
 - (1) 第9条に定める義務に違反したとき 売買代金の100分の30に相当する金額
- (2) 前条第2項に定める義務に違反したとき 売買代金の100分の10に相当する金額 2 前項の違約金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解しないものと する。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合は、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除 することができる。
 - (1) 第9条に定める義務に違反したとき。
 - (2) 乙が、一般競争入札参加申込書(又は普通財産売払申請書)に掲げる誓約事項に違反したとき。
 - (3) 乙が、この契約に定める義務の履行拒絶の意思を明示したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその義務を履行せず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかになったとき。

(乙の原状回復義務)

- 第13条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、次の各号に定めると ころにより原状回復義務を履行しなければならない。
 - (1) 売買物件を原状に回復して甲の指定する期日までに甲に返還すること。
 - (2) 契約解除前に売買物件の一部が滅失し、若しくはき損した場合又は乙がその一部を転売した場合等において甲が承認するときは、当該物件を現状において甲の指定する期日までに返還し、かつ、滅失、き損、転売等による当該物件の滅損額に相当する金

額(契約解除時における時価による。)を甲に支払うこと。

- (3) 売買物件を甲に返還することができないと認められるときは、当該物件の契約解除 時の時価に相当する金額を甲に支払うこと。
- 2 乙は、前項第1号又は第2号の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定 する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。 (損害賠償)
- 第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その 損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その義務 の不履行が契約その他の義務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして、乙の責めに 帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 乙は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物件に 投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求 しないものとする。

(返還金及びその利息)

- 第16条 甲は、この契約を解除したときは、納付済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、第3条第5項に定める場合においては、契約保証金は返還しない。
- 2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第11条に定める違約金、第13条に定める原状回復又は第14条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、その返還金とそれらの金額とを相殺できるものとする。 (契約の費用)

第18条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第19条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴えの管轄は、宮崎県庁所在地を管轄区域とする宮崎地方裁 判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売払人(甲)

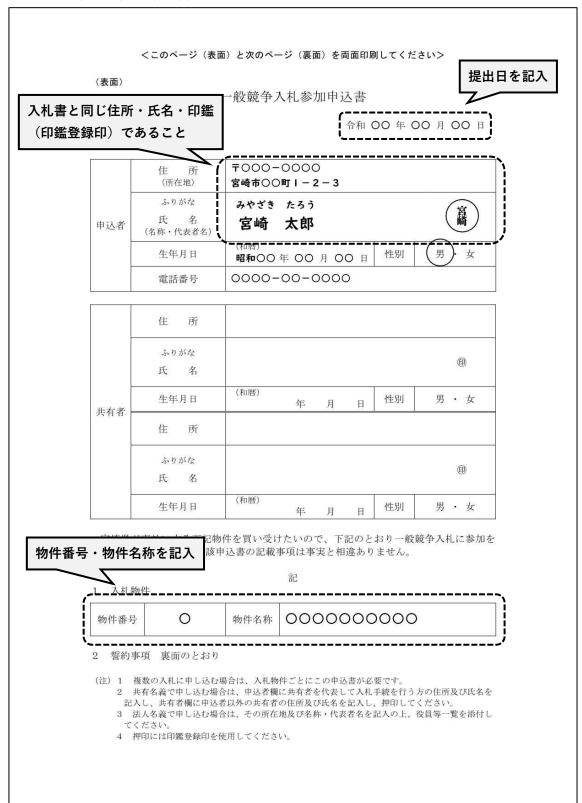
買受人(乙)

物件の表示

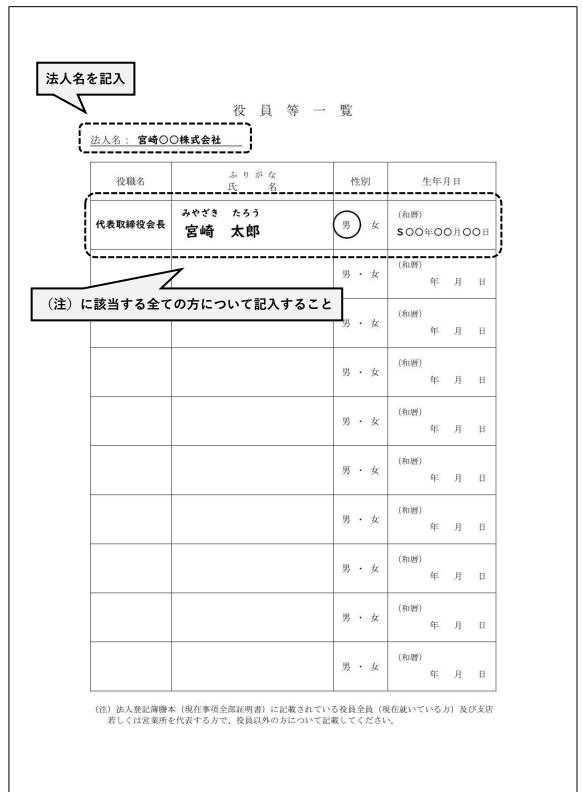
| 所在地 | 区分 | 地目 | 面積 |
|-----|----|----|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

記 入 例

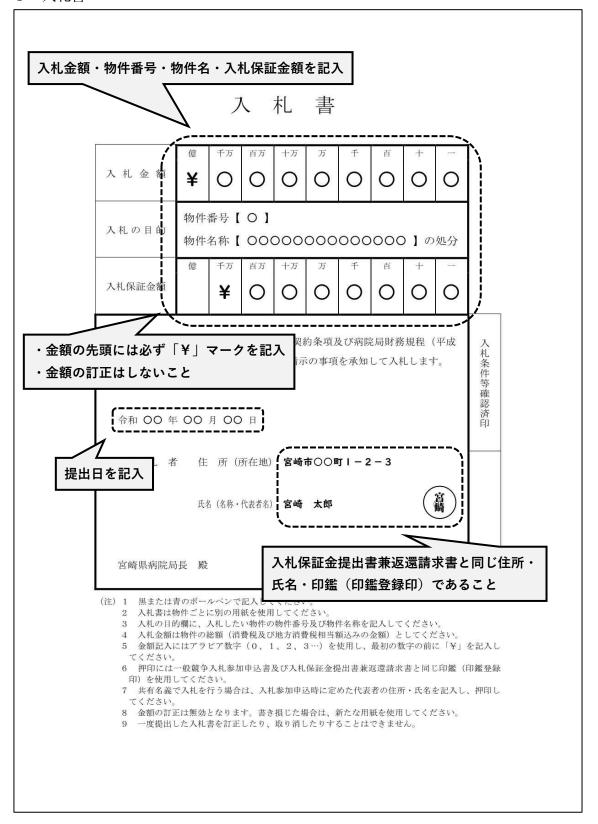
1 一般競争入札参加申込書



2 役員等一覧



3 入札書



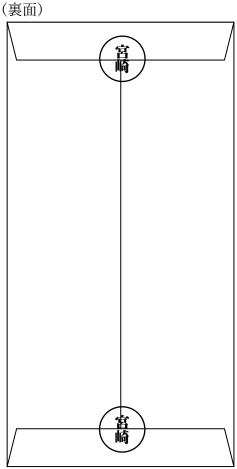
(表面)

県有財産売却 一般競争入札 (病院局) 入札書在中

宮崎市○○町Ⅰ-2-3

宮崎 太郎

入札物件番号:I番



封筒は必ず封(のり付け)をし、 継ぎ目に封印をすること

表面に

- ・一般競争入札の入札書在中である こと(朱書き)
- ・入札者の住所及び氏名
- ・入札物件の物件番号

を記載すること

(縦書き・横書き等のレイアウトは 問わない)

4 入札保証金提出書兼返還請求書

| | 表面)と次のページ(裏面)を両面 | 面印刷してください> 提出日を記入 | | |
|---|---|----------------------------|--|--|
| (表面) | 人札保証金提出書兼返還請 | 情求書 | | |
| | (^ | 和〇〇年〇〇月〇〇日 | | |
| 宮崎県病院局長 殿 | · | , | | |
| 提 | 出 者 住所 (所在地) 宮崎市 氏名 (名称·代表者名) 宮崎 | (r) | | |
| 私は、県有財産売却一般競争入札(病院局)に係る入札保証金を下記のとおり納した。 した。 なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じを下記の口座に返還してください。 次代番号・物件名称を記入 記 | | | | |
| 1 札物件 | | | | |
| 物件番号 | 物件名称 〇〇〇〇〇 | 00000 | | |
| 2 入札保証金額 | | | | |
| 金 額 章 千万 | | | | |
| (注) 1 アラビア独立 (0 1 2 2 3 1 を使用し、量初の数字の前に「火」を記してください。 2 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額が必要です。 | | | | |
| 金融機関で振り込んだ 入札保証金の額を記入 | (金融機関名) (支店名) ××××銀行 △△△支店 | | | |
| 口座種別 | 普通 当座 ・ その |)他(| | |
| 口座番号 | 0 0 0 0 0 | O 右詰めで記入 してください。 | | |
| 口座名義(漢字) | 宮崎 太郎 | | | |
| 口座名義(カナ) | ミヤザキ タロウ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | |
| (注)入札者本人名義の口座を記入してください。共有名義で入札を行う場合は、代表者名義の口座を 記入してください。 | | | | |
| (注) 裏面に、利用明細書やネットバンキングの明細画面の写し等、保証金の 振込内容が分かる書類を貼り付けてください。 | | | | |
| 裏面に振込内容が分かる書 | 類を必ず貼り付けること | :(貼付がない場合、入札は無効) | | |

5 委任状

